

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 1 月 28 日（火）第 75 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 1
 ○保安林の指定予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
 ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 2
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
 医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
 ○土地改良区の役員の退任の届出（農地整備課取扱い） 3
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第70号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 2 年 1 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第2143号	有村 智己 南九州市颯娃町別府 11788番地14	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	有村 智己 南九州市颯娃町別府 11830番地 1

鹿児島県告示第71号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 1 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡宇検村大字芦検字日置2178番1，2196番，2196番乙
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第72号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 1 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡知名町大字屋者字高アタ子697番 1
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 2 年 1 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
ワハハ総合デンタル串木野小前クリニック	いちき串木野市日出町60	令和元年11月 1 日

鹿児島県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 2 年 1 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合同会社ROOT'S	熊毛郡中種子町野間8820-5	訪問看護ステーションがじゅまる	熊毛郡中種子町野間4232-4	令和元年10月 1 日

鹿児島県告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 1 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	訪問看護ステーション日和	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	令和 2 年 1 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、肝属中部土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 1 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した役員の氏名及び住所
理事 木下 和明 鹿屋市大始良町1717番地

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示 8 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 1 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 鱸野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ロクロク L 1 C	株式会社高尾	9P1450
ぱちんこ遊技機	P 烈火の炎 3 B 4 0 0 0 0 H 1 A Z 2	株式会社平和	9P1732
ぱちんこ遊技機	P A ぱちんこ新必殺仕置人 T U R B O - A 2	京楽産業, 株式会社	9P1151
ぱちんこ遊技機	P A ぱちんこ新必殺仕置人 T U R B O - G 1	株式会社オッキー,	9P1484
回胴式遊技機	S 戦国乙女 3 天剣を継ぐもの H 3	株式会社平和	9S1639